第３　情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）

１　基本的考え方

⑴　食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

⑵　消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情報の提供及び丁寧な説明、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくことにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。

その際には、高齢者や子どもも含め、情報の受け手及び意見を述べる主体である消費者に配慮するものとする。

⑶　リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。

２　リスクコミュニケーションの方法

⑴　食品安全委員会は、専門調査会及びワーキンググループを含め、会議を原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ等で公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容をホームページ等で公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。

また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。

このほか、食品安全委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表する。

⑵　消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、関係審議会への幅広い関係者の参画に加え、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。

また、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、他のリスク管理措置を講ずる行政機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。

３　リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネージメント

消費者庁は、リスクコミュニケーションについて食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関が行う事務の調整を担う。

また、消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。

さらに、消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。

第４　緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）

１　基本的考え方

食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、司令塔としての消費者庁が、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関と十分な連絡及び連携を図りつつ、食品の生産から消費に至るまで（いわゆる「農場から食卓まで」）のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を一元的に行う。

また、緊急事態が発生した場合には、消費者庁は、一元的に集約・分析した情報を基に、消費者被害の拡大防止の観点から司令塔として迅速に対応方針を決定するとともに、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携の下、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。

２　緊急時の情報連絡体制

緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、保健所設置市、特別区、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を整備し、必要に応じて見直す。

消費者庁は、緊急事態として同庁並びに食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図り、必要に応じて見直す。

３　緊急対策本部の設置等

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の２の特命担当大臣は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。

この場合、消費者庁は、緊急対策本部に係る事務を適切に処理するとともに、関係省庁が連携して対応する必要があると判断される場合は、連携の在り方を調整し関係省庁に指示する。

また、消費者庁並びに食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。

４　緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

緊急事態の発生に備えて、消費者庁並びに食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。

第５　関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）

１　基本的考え方

⑴　食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関から独立し、専門家で構成される行政機関である食品安全委員会において行うこととされている。

他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、食品安全委員会と消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関及びリスク管理措置を講ずる行政機関相互の連携を図ることが重要である。

また、食品健康影響評価及びリスク管理について、それらの公正性及び透明性を確保するためには、消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関が相互に連携してリスクコミュニケーションの促進を図ることが必要である。